

資料提供
令和元年 6月13日
課名：健康福祉総務課
担当者：大幡
内線：3020
直通電話：082-513-3021

健康福祉局職員による他団体会費等の横領について

1 事案の概要

健康福祉局において、県職員が会計事務を担当していた3つの任意団体の会費が横領されるという事案が発覚した。

【横領額】

5,349,100円（実被害額：1,215,554円）

【引出額等一覧】

区 分	引出額(※1)	事業費(※2)	実被害額(※3)
合 計	5,349,100	4,133,546	1,215,554
①他団体会費（期間：H29～30）	323,000	93,094	229,906
②親睦会 A（期間：H29～30）	546,000	136,407	409,593
③親睦会 B（期間：H28～30）	4,480,100	3,904,045	576,055

(※1) 通帳からの引出し及び現金徴収して通帳に預けていない額の合計

(※2) 本来の事業に使用された額

(※3) 引出額と事業費の差額

2 経緯

- (1) 3つの任意団体の会計事務を担当する職員（以下、「前会計担当者」という。）が平成31年4月に異動したため、後任の会計担当者が前会計担当者に対して、4月22日に通帳と印鑑を出すよう連絡したが、4月中に通帳と印鑑が提出されなかった。
- (2) 5月7日に再度、催促したものの、提出されない状況が続いた。
- (3) 所属長が不信に思い、5月20日に前会計担当者の家族へ連絡した。その連絡を受け、家族が前会計担当者を確認したところ、5月21日に前会計担当者が通帳と印鑑を所属に持参して、横領を認め、この時点で私的に流用したと認識していた額を補填した。
- (4) 5月29日に会計資料、出納記録などの不明な点を前会計担当者から聴取しつつ横領額・被害額を確定した。
- (5) 5月30日に前会計担当者が追加額を補填した（実被害額を全額補填）。

3 発生原因と対応策

(1) 発生原因

会費等の管理について、通帳・印鑑ともに担当者が保管するなど担当者任せとなっていた。また、監査においても、監事は、前会計担当者が作成した収支報告書を確認するのみで、チェック機能が働いていなかった。

(2) 対応策

会費等に係る支出・収入を行う際には、任意団体の会計であっても、担当上司等による確認・決裁を受けることを徹底する。また、監査時には、監事が収支報告書と通帳を突合するなど、チェック体制を強化する。さらに、通帳名義、通帳・印鑑の保管については、次のとおり改める。

通帳名義：通帳名義は、会計担当者とは別の者とする。

通帳の保管：会計担当者が鍵付きのロッカー等に保管し、その鍵は、会計担当者でも通帳名義人でもない職員が保管する。

印鑑の保管：通帳名義人である職員（通帳名義人が県職員でない場合は、通帳名義人から指名された職員）が保持し、会計担当者が預金を引き出す際には、その職員に確認を受けることとする。

4 その他

- 他団体の代表者に対しては、所属長から既に経緯を説明し、事務局を担う県として適正な事務を行っていなかったことを謝罪している。
- 親睦会の構成員に対しては、所属長から今後経緯等を説明し、適正な事務を行っていなかったことを謝罪する。
- 全庁的な再発防止策については、今後、関係部局と共に検討を進める。
- 職員の処分については、現在検討中である。